部会研究会報告

第

2

무

千葉正十

宿区西早稲田の早稲田大学国際 本年一二月一八日 (土) 、新 回大会開催 のお知らせ

各位にお送りいたします。なお、 の特質」をテーマとする基調講 ます。大会では、自由研究発表、 法学会第一回大会を開催いたし 事務局にお申し込みください つきましては、一〇月中に会員 予定しております。その詳細に 会議場において、日本スポーツ 会務を処理するための定期総会 然紙の「発表要項」にしたがい、 日田研究発表を希望する会員は、 スポーツにおける当事者関係 シンポジウムをもつことを

千春(朝日大)が「スポーツ競

本部会では、まず監事の佐藤

それぞれの部会の報告です。 議が行なわれました。以下は、 名)の会員が参加し、活発な討 各部会とも、二〇名余(延二五 第一回研究会が開催されました。 国際会議場において、三部会の 固有法部会 さる四月二四日、 早稲田大学

民法と固有法との交錯を中心に 技における当事者関係 ― 特に える状態にあるとし、競技者や 法とすれば、国家から認められ た団体の規則はほぼ国家法とい 競技団体の規則やルールを固有 して ― 」と題する報告をした。 法上の権利・義務と構成した上 団体などの相互関係を民

> された。 それは何か、との問題提起がな 固有法はあるのか、 そして、国家法に転化できない づく審査も可能であると述べた。 性を取り上げたり、これらに基 裁判で規則やルールの違法 あるなら、

当事者には権利・義務関係があ は実定法部会でも問題になろう。 み込まれるなら、固有法の問題 り、固有法の多くが国家法に組 もっとも、国家法が実定法であ ていると千葉会長が説明した。 のと捉え、当事者は、スポーツ と当事者の意味が争点となった る者というニュアンスがあるの に特有な関係に立つ者と理解し が、固有法を国家法に対するも 続いて、討議に移り、固有法

日本スポーツ法学会事務局 早稲田大学人間科学部濱野研究室内 〒三五九 埼玉県所沢市三ケ島二―五七九―一五 (FAX) 〇四二九 (四八) 四三一四 (電話) 〇四二九 (四九) 八一一一内三七一三 濱野吉生 〇四二九 (四九) 八一一 一内三四二九 (学科室 (研究室

利・義務関係と生ける法におけ 関係当事者」という用語を提案 体と対比してはどうか、 の自治に踏み込めるか、 法学の対象になるか、競技団体 る権利・義務関係を対比させた 意見が出された。 ついては定説はない。ルールが 山田会員の意見は傾聴に値する。 られる者も含められるように した萩原会員や、国家法上の権 裁判所の介入の仕方・範囲に 交渉過程で法的保護が認め 宗教団 などの

違うコミュニティスポーツ、大 がなされるべきだし、ルールの するので、国内のみならず国際 ルールも視野にいれた法的評価 当事者関係にはルールが影響 競技スポーツとい

判時一四〇六-五一)の民間ス

また、昨年一〇月一八日判決( ついて興味深い報告がなされた。

当事者関係」というテーマでは、 判上の問題になりにくいのは自 があった。 を取り上げてはどうかとの提案 督者とこれに服する者との関係 教育スポーツにおける指導・監 国民スポーツ、競技スポーツ、 会長から、一二月の大会での「 標になりえよう。最後に、千葉 れたが、これは分析の重要な指 己決定の在り方が違うためとさ 同志型に登山を分け、後者が裁 かろう。濱野会員は、引率型と う区分を前提に分析をしてもよ 、基調報告 伊藤堯教授 事故問題部会 (佐藤千春記)

要との問題提起がなされた。 るような実績をつくることも必 ように、当学会として提言でき について正しい判決が下される 法的論点を挙げ、スポーツ事故 額、②黙示の承諾に証拠なし等、 て、①過失相殺に準じて二割減 の損害賠償を認めた事件につい ポーツクラブに一億三千万円余

## 一、討議発言

求めた。(以下、発言順に内容 を箇条書きにまとめた) 味を持つ分野についての発言を 提案し、今後の課題として当部 く「スポーツに関連するトラブ 当部会ではスタンスをもっと広 具体的な提案と、かつ会員が興 会の柱をどう立てるかに関して、 ル全般」と捉えたいとの趣旨を び補償問題」と連想されるが、 く「スポーツ活動中のケガおよ 座長より、事故というと、狭

②判例について、法を曲げた解 ①事故による法的責任や賠償問 かることも大切である。 体育・医学分野との連携をは 防止の観点から「リスクマネ 題だけではなく、未然の事故 ージメント」として取り上げ、

アメリカにおけるウェイバーフ び現状の問題点を指摘された。 スポーツ事故の判例の変遷およ ける高額賠償事件判例を題材に、 リカ判例の流れ・器械体操にお

判例回顧・スキー事故・アメ

(東京女子体育大)

や、教師は損害賠償を覚悟し、 ォーム免責条項の有効性の議論

危険な体育授業をしない風潮に

③体育側としては、事故によっ きたい。 をすべし、という観点から権 実を変える方向を見出してい 威ある批判をしていこう。 てスポーツ指導が萎縮する現 決ではなく、法に基づく裁判

⑤免責条項については、医療過 ④スポーツイベント契約を作る 究も大切であろう。 学の研究者との連携や共同研 諾書」が参考になる。医事法 誤訴訟事件における「手術承 に際しての、放映権・肖像権 免責条項も研究課題としたい。

⑥特定・具体的なスポーツを取 ⑦例えばスキー事故一五判例で 和解や示談に終わったスポー 生のデータを収集できよう。 も、双方の弁護士三〇人から ドライン作りを目指したい。 殺等、安心できる基準・ガイ り上げ、過失の内容や過失相 はないか。 故防止のルール作りも可能で ツ事故も集めて、分析し、事

8スポーツ法学として独立した 面でのスポーツ条理の研究を 分野を目指すために、事故場

⑨教育法学会では、学校事故問 題を永年にわたって研究し、 蓄積があるので、例えば「学 動もすべきではないか。 轄団体に提言するといった活 進めると同時に、 -場での行動ルール作りを統

例えばスキ

三、まとめ けを求めたらどうか。 学としての研究課題の方向づ の企画を立てて、スポーツ法 校事故とスポーツ事故」とい った共通のディスカッション

もって終了した。(菅原哲朗記 形を目標としたい、との発言を な方向づけとしては、あらゆる トラブルを課題として取り組む 成を求めたい。当部会の全体的 独自性」を明らかにする理論形 の研究を通して、「スポーツの 実定法部会 千葉会長より、 スポーツ事故

研究項目について提言が行われ り、本部会の研究課題と当面の まず小笠原座長より挨拶があ

をするべきかどうかの問題提起 ーツ」と「体育」の概念の区別 研究課題に関連して、「スポ

などが報告された。

政策・立法、⑤国際スポーツ法 れるのに対して、「体育の定義 があげられた。 と教育(法)、④スポーツ行政 当面の研究項目としては、①ス なることが例示された。また、 文化的生存権として位置付けら 基づく自由権として位置付けら ポーツ法学の基礎理論、②スポ が「体育」を包含する立場に立 れること、さらに「スポーツ」 を受ける権利を統合した独自の を享受する権利、すなわち憲法 性格を憲法上位置付ける場合に、 に重心を置く」と、文化的生活 があった。とくにスポーツ権の つものとして理論構成が必要に つと、複合的な権利の性格をも と、憲法一三条の幸福追求権に 一五条、二六条の健康権と教育 -ツ法の権利論、③スポーツ法 スポーツの定義に重心を置く

ポーツに関係する法律、判例数スポーツに関する実定法」の説明がなされた。日本、アメリカ、明がなされた。日本、アメリカ、明がなされた。日本、アメリカ、明がなされた。日本、アメリカ、明がなされた。日本、アメリカ、

ポーツ振興法の検討および欧米 である。日本における現在のス スポーツ振興法の整備について 第二は、スポーツ基本法または 考えられることが確認された。 準の取り方により多様な分類が による分類があることなど、基 体、競技者、指導者などの違い リートスポーツといった分類が ど、実践者の違いによる分類が ③レクリエーション、体育、健 当面の事項について、参加者全 あること、⑥行財政、施設、団 あること、⑤市民スポーツとエ ④身体障害者、青少年、老人な 係を分類上比較考量すべきこと、 康、医事、社会教育などとの関 法の目的による分類があること、 安全対策、スポーツ振興など、 規則を含めるべきこと、②事故 律・命令に加えて自治体の条例 る。第一は、スポーツ実定法の 論点は、次のようにまとめられ 員による討論がなされた。主な 分類方法についてである。①法 最後に、本部会の研究すべき

能であるが、当面この名称で具 た。これについては千葉会長か どのように理解するかが問われ どの用語使用との関係について、 ほか、「国家法」「個別法」な る。「固有法」と「実定法」の 用語使用の妥当性についてであ 第四は、部会名の「実定法」の 法政策をリードしてきたといえ けではなく、実際にある面で立 究についてである。法律のレベ 決であるとの主張もあった。第 の説明があった。 る条例レベルについても研究す 三は、スポーツ条例に関する研 法の現状の理解とその整備が先 あった。また、日本のスポーツ がとくに必要であるとの主張が ③事故補償法制についての検討 された。この場合、①スポーツ 体的な検討を深めていきたいと ら、部会名は自由な組替えが可 べきであるとの主張があった。 ルからの検討に焦点を当てるだ の権利論、②条件整備の内容、 立案を推進していくことが提唱 (斎藤健司記

スポーツ法学を

次回の三部会合同研究会では

のスポーツ法理論の理解を通し

将来的にスポーツ基本法の

課題ではなかろうか。 たか」としながら、所説を展開 の注意を喚起すべきではなかっ 要求は、本来まず第一に法学者 という「この真に尊大な権威の かれている」とし、競技の規則 う事実は、いまだ薄明の中に置 関係の中で展開させる中心軸と 柄をその引力と反撥力との緊張 者は少ない。更に、あらゆる事 界と同様『法(Recht)』によっ 象とは比較にならない程巨大な ば、クンマーは「他の社会的事 報一九七七』中の「研究ノート」 あった。これは、中央学院大学 なるのが競技の規則であるとい の中村晃紀助教授が『法哲学年 取り上げていきたいとの提案が しているという。興味深い検討 スポーツという現象が残余の世 で紹介しているが、それによれ 研究事項の一つとして、マック て支えられていることを著した (Spielregel und Rechtregel)삯 ス・クンマー (Max Kummer) の 会員から理事会に対し、 『競技の規則と法の規則』 固有法部会の座長である森川 部会の

経営側の考えが急速に変わりま 場から、「個々の選手がFA導 後の会合を開いた後、野球機構 制度なども取り上げられること したから」と語っている。 大きいと思います。それ以降、 球選手会事務局長が選手側の立 六月号誌上で、大竹憲治プロ野 ついては、『スポーツのひろば』 実行委員会議長に答申書を手渡 等研究専門委員会は一四日に最 日・朝日新聞朝刊は、FA問題 になると思われるが、五月一五 プロ野球のフリーエージェント 入に向かって一つになったのが したと報じている。この問題に

カ国の代表より成るヨーロッパ れているが、九二年五月に三二 る。これについては、大阪体育 は案外知られていないようであ ッパ・みんなのスポーツ憲章」 れに関係する七五年の「ヨーロ スポーツ閣僚会議で採択された スポーツ国際憲章」はよく知ら としてスポーツ権論があり、そ **△学の池田勝教授が『体協時報** 新ヨーロッパ・スポーツ憲章 実定法部会の研究対象の一つ 七八年のユネスコの「体育

> あるといえよう。 まれている点に新憲章の特徴が スポーツに対する支援までが含 トップレベルのスポーツやプロ という点では変わりはないが、 ーツ・フォー・オール」の推進 の憲章と比較した場合、「スポ 二月号で紹介しているが、

### 第二回理事会 九三年四月三日 議事要録 法政大学

事に入った。 三名であることが報告され、 西村・萩原・濱野・森川理事、 藤・鈴木・中村事務局員 小笠原監事、斉藤・佐々木・佐 長、奥島・菅原・諏訪・永井・ 冒頭に現時点での会員数が八 出席者 千葉会長、伊藤副会 議

会の運営については、それぞれ が討議され、四月二四日(土) 諏訪年報委員長から原案が示さ の座長に一任することとした。 で開催することを決定し、各部 に三部会の研究会を早稲田大学 次に「年報に関する件」では、 まず「部会の運営に関する件 早稲田大学出版部の責任者

> 詰めていくことになった。 報の内容・経費・販路等につい 考にして討議がなされたが、年 である奥島会員の意見などを参 次回以降の理事会でさらに

閉会した。 法政大学で開くことを決定して 封することとし、次回理事会を 報告された後、六月中に発行を 学国際会議場を予約したことが 回大会の会場として、早稲田大 五月一五日 (土) 午後二時より 予定している会報第二号を会員 に送付する際に、会員名簿を同 続いて「その他」では、第一

# 第三回理事会 議事要録

事に入った。 鈴木事務局員 五名であることが報告され、議 大に変更したこと、会員数は八 濱野理事、小笠原監事、 九三年五月一五日 早稲田大学 長、奥島・菅原・諏訪・西村・ 出席者 千葉会長、伊藤副会 冒頭に、事情により会場を早

回の成果を踏まえ、次回は具体 果に関する件」が討議され、 まず「第一回合同部会開催結

> を決定した。 を当てて研究会を開催すること 的な問題であるプロ野球に焦点

ることとした。 て、自由研究発表を内容に加え 基調講演とシンポジウムに加え 続いて「年報に関する件」で 次に「大会に関する件」では、

六月一九日(土)午後二時より は、 経費等については引続いて検討 定した。その後、 していくことになった。 本柱として編集することとし、 法政大学で開くことを決めて閉 は、大会の内容と依頼原稿を一 さらに「会報に関する件」で 第二号に掲載する記事を決 次回理事会を

# 編集後記

会合同の第二回研究集会を開催 会議事要録」にありますように、 をめぐる話題」や「第三回理事 近々のうちに開催通知をお送り 会報第二号をお届けいたします いたします。 いたしますが、「スポーツ法学 を期待しております。 七月二四日(土)に早大で三部 多数の会員の参加